船舶事故等調査報告書

平成２３年４月２８日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１０神第１３１号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成２２年５月３０日（日）　１０時４０分ごろ	
発生場所	兵庫県播磨町東播磨港二見人工島南方沖 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位１７８°１．９海里付近 （概位　北緯３４°３９．９′　東経１３４°５０．３′）	
事故等調査の経過	平成２２年７月１日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　液体化学薬品ばら積船　第六万栄丸、１９８トン １２６５５７、防府合同運送株式会社 Ｂ　モーターボート　信海丸、５トン未満 ２５０－２５２０９兵庫、個人所有	
乗組員等に関する情報	Ａ　一等航海士Ａ、四級海技士（航海） Ｂ　船長Ｂ、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	Ａ　左舷中央部ハンドレール曲損 Ｂ　船首部に亀裂等	
事故等の経過	Ａ船は、船長Ａ及び一等航海士Ａほか２人が乗り組み、一等航海士Ａが単独で航海当直に当たり、東播磨港二見人工島南方沖を約１０．２～１０．４ノットの対地速力で南東進中、平成２２年５月３０日１０時４０分ごろ、Ａ船の左舷中央部とＢ船の右舷船首部が衝突した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、１０時３０分ごろ、東播磨港二見人工島南方沖で船首を南西方に向け、右舷側操縦席に船尾方を向いて座り、漂泊して釣りの準備中、Ａ船の接近に気付いて大声を発し、続けて笛を吹鳴して機関を後進としたが、Ａ船と衝突した。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　２、視界　良好 海象：潮汐　上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし Ａ船は、東播磨港二見人工島南方沖を南東進中、一等航海士Ａが、適切な見張りを行っていなかったことから、漂白中のＢ船に気付かずに航行し、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、東播磨港二見人工島南方沖で漂泊中、船長ＢがＡ船の接近に気付いて笛を吹くなどしたが、Ａ船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、東播磨港二見人工島南方沖において、Ａ船が南東進中、Ｂ船が漂泊中、一等航海士Ａが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。